公園使用届出

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 令和 |  | 年 |  | 月 |  | 日 |

　公園管理者

　米沢市建設部都市計画課　あて

|  |  |
| --- | --- |
| 届出者　住　　所 |  |
| 団 体 名  及び氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| メールアドレス |  |

　標記の件について、下記のとおり使用したいので届け出ます。なお、使用にあたっては、【使用条件】及び【注意事項】を遵守します。

記

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **使用目的及び使用場所**（該当する□に✔） | | | | | | | | | | |
|  | 使用目的 | | 使用場所 | | |  | 使用目的 | | 使用場所 | |
| □ | グラウンドゴルフ | | 米沢総合公園[ピクニックの丘] | | | □ | グラウンドゴルフ | | 西部公園 | |
| □ | 〃 | | 米沢総合公園[多目的広場] | | | □ | パークゴルフ | | 八幡原公園 | |
| □ | 〃 | | 最上川上流河川緑地[万里橋上流] | | | □ | テント泊(キャンプ) | | 八幡原公園 | |
| □ | 〃 | | 八幡原緑地[テニスコート] | | | □ | その他  (　　　　　　　) | | その他  (　　　　　　　　　) | |
| □ | 〃 | | 直江堤公園[園内] | | |
| □ | 〃 | | 直江堤公園[河川敷] | | |
| **使用期間** | | | | | | | | | | |
| 長期使用 | 令和　　 　年　　　 月　　 　日 から 令和　　 　年　　　 月　　　 日 のうち | | | | | | | | | |
| 毎週　　　 　　曜日　　　　　 　時　　　 分 から 　　 　　　時　　 　分 まで | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | **合 計** | **回** |
| 上記以外 | 令和　　 　年　　 　月　　　 日（　　 ）　　 　　　時　 　　分 から　　 　　　時　 　　分 まで | | | | | | | | | |
| 令和　　　 年　　 　月　　 　日（　　 ）　　　　　 時　　 　分 から　　　　 　時　　　 分 まで | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | **合 計** | **回** |
| **利用者数** | | | | | | | | | | |
|  | | 名（1回あたり） | | **合計** |  | | | **名**（1回あたり利用者数×使用回数） | | |

【使用条件】

|  |  |
| --- | --- |
| １． | 公園利用者の安全には十分配慮し、安全管理を徹底すること。 |
| ２． | 公園管理者において、本届出の使用時期に合わせた草刈り等は、原則行わないものとする。 |
| ３． | 事故や施設の破損等が発生した場合、又は発見した場合は、すみやかに公園管理者へ報告すること。なお、公園施設を破損した場合は、原状回復すること。 |
| ４． | 使用後は清掃を行い、発生したゴミは持ち帰ること。 |
| ５． | 公園管理等の理由により使用を控えてもらう場合があるため、その際は、公園管理者からの指示に適切に対応すること。 |
| ６． | その他、公園管理者より別途指示のあった場合は、適切に対応すること。 |

【注意事項】

|  |  |
| --- | --- |
| グラウンドゴルフ・パークゴルフ | |
| １． | 届出の対象は練習等に限ります。 |
| ２． | 参加料を徴収する大会等は、「公園内行為許可」の手続きとなります。 |
| ３． | 使用可能な範囲は、別紙平面図の範囲とします。 |
| ４． | 使用可能な期間は、始期は４月１日以降の日、終期は１１月３０日までの日とします。 |
| ５． | 使用可能な時間は、午前６時から午後５時までとします。 |
| ６． | 下記公園においては、個別に制限があります。 |
|  | ア）米沢総合公園［ピクニックの丘］ |
|  | ・土日祝日、及び夏休み期間（７月第４週～８月３１日）は、大会を除き使用不可〔一 |
|  | 般の利用者が多いため〕 |
|  | ・大会は協議による |
|  | イ）最上川上流河川緑地［万里橋上流］ |
|  | ・早朝（午前６時～午前８時）は使用不可〔民家が近いため〕 |
|  | ・芋煮会シーズン（９月１日～１０月３１日）は使用不可 |
|  | ・大会は協議による |
|  | ウ）八幡原緑地［テニスコート］ |
|  | ・大会は協議による |
|  | エ）直江堤公園［園内］ |
|  | ・土日祝日、及び夏休み期間（７月第４週～８月３１日）は、早朝（午前６時～午前 |
|  | ８時）のみ使用可〔一般の利用者が多いため〕 |
|  | ・大会は協議による |
|  | オ）直江堤公園［河川敷］ |
|  | ・土日祝日、及び夏休み期間（７月第４週～８月３１日）は、早朝（午前６時～午前 |
|  | ８時）のみ使用可〔一般の利用者が多いため〕 |
|  | ・芋煮会シーズン（９月１日～１０月３１日）は使用不可 |
|  | ・大会は協議による |
| ７． | 荷物置場は、四阿（あずまや）以外に設けてください。 |
| ８． | 公園内は車両進入禁止となります。 |
| ９． | 使用にあたって草刈り、芝刈り等が必要となった場合は、公園管理者と事前協議のうえ、 |
|  | 使用者の責任において実施してください。 |
| 10． | 駐車場の利用について |
|  | ア）最上川上流河川緑地［万里橋上流］ |
|  | ・万里橋の下にあるスペース、及び市立病側東側にある河川緑地内の駐車場を利用し、 |
|  | 堤防には駐車しないでください。なお、河川緑地内の駐車場では、トイレ前の駐車ス |
|  | ペースに駐車しないでください。 |
|  | イ）直江堤公園 |
|  | ・駐車場の東側を利用し、トイレ前の駐車スペースには駐車しないでください。 |
| 11． | 長期使用において、届出が重複した場合の対応について【「使用条件５．」関連】 |
|  | 届出を受理した日以降に、受理された届出と同じ使用場所において、使用期間が同じ(全 |
|  | 部又は一部) 届出を他の団体等が提出した場合は、協議のうえ決定するものとします。 |
| 12． | 上記に記載した内容及びその他について、疑義が生じた場合は協議によるものとします。 |
| テント泊(キャンプ) | |
| １． | 荷物等の運搬に限り園路の車両通行を許可します。希望する方は、都市計画課でカギ貸 |
|  | 出しの手続きをしてください。 |
| ２． | キャンプファイヤー等で火気を使用する場合、消防署へ『火災と紛らわしい煙又は火炎 |
|  | を発するおそれのある行為の届出書』の提出が必要となります。 |
| ３． | 上記に記載した内容及びその他について、疑義が生じた場合は協議によるものとします。 |